

法務省矯成第 999 号
平成 31 年 4 月 18 日

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
矯正研修所長 殿 (参考送付)

法務省矯正局成人矯正課長 中川忠昭
(公印省略)

弁護人等が未決拘禁者との面会時に電磁的記録媒体の再生を求めた際の対応について (通知)

標記については、平成 28 年 6 月 22 日付け法務省矯成第 1814 号当職通知「弁護人等が刑事被告人との接見時に映像記録の再生を求めた際の対応について」をもって通知しているところですが、下記のとおり取扱いを改め、本年 4 月 26 日から実施することとしましたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、前記当職通知は、本年 4 月 25 日をもって廃止します。

記

1 弁護人又は刑事訴訟法第 39 条第 1 項に規定する弁護人となろうとする者(以下「弁護人等」という。)から、未決拘禁者との面会の申込みの際に、電磁的記録媒体を再生しながら面会したい旨の申出がなされた場合には、別紙「面会時に再生する電磁的記録媒体に関する申告書」(以下「申告書」という。)を記載させること。

なお、弁護人等が申告書の記載を拒否した場合、口頭で質問し、回答結果を職員が記載して押印すること。

2 弁護事件についての打合せに必要なものであるとの申告があった場合は許可すること。その際、電磁的記録媒体の具体的な内容に立ち入って申告を求めるることは差し控えること。

3 原則として、再生機能のみを有する機種の持込みを許すことになるが、録画機能付きの機種を弁護人等が持参した場合には、面会内容の録画をしないと申告した場合に

限り、持込みを許可すること。なお、可能であれば、施設で再生専用機を貸与して差し支えないこと。

- 4 事前の申告なしに弁護人等が面会時に電磁的記録媒体を再生していることを確認した場合には、その時点で、上記1から3までに準じた対応を執ること。
- 5 本通知の取扱いについて疑義が生じた場合においては、適宜の方式により、矯正管区成人矯正第一課を通じて当課まで照会すること。

面会時に再生する電磁的記録媒体に関する申告書

弁護人等氏名

1 再生を予定している電磁的記録媒体について、該当するものにチェックして下さい。

- 弁護事件についての打合せに必要なものである。
- 弁護事件についての打合せに必要ではないものである。

2 持ち込まれる機器の機能について、該当するものにチェックして下さい。

- 再生機能のみである。
- 録画機能が付いている。

3 2で録画機能が付いていると答えられた場合、該当するものにチェックして下さい。

- 面会内容の録画をしない。
- 面会内容の録画をする。